

浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月30日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第138号

浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱の
一部を改正する告示

浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱（平成25年告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条第1項）

補助対象事業所	補助対象経費	補助基準額
1 次の各号のいずれかに該当する市内の事業所であつて、千葉県重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金届出要領（平成23年4月1日付け千葉県障第836号）に基づき届出をしたもの (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所（主として同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を通わせるものを除く。） (2) 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関	経管栄養、たんの吸引等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者に対し、補助対象事業所が看護師による医療的ケアを実施している場合における当該看護師に係る人件費（看護師が複数いる場合においては、各日ごとに事業者が指定する看護師1名の人件費とする。）。ただし、補助対象事業所の欄の第1号に該当する事業所が、児童福祉法に基づく障害児通所給付費として医療連携体制加算を請求した日及び看護職員加配加算を請求した月に係	日額9,825円

<p>する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う事業所</p>	<p>る人件費については、補助対象外とする。</p>	
<p>2 総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</p>	<p>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費 (1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費（1の項の補助対象経費の対象となる看護師を除く。） (2) 旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</p>	<p>年額 9,600,000円</p>

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「浦安市長 様」を「（宛先）浦安市長」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。